

「法定監査指令 45-47 条の実施細則に関する協議」(要約)

2007 年 1 月 11 日、欧州委員会(EC)は、法定監査指令 45 条～47 条の細則を定めるに当たって考慮すべき事項に関する協議資料(コメント期限 3 月 5 日)を発表した。EC は、本協議資料へのコメントを踏まえて細則案を欧州議会等に提案する予定。

協議資料の主な内容は、以下の通り。

(1) 同等性評価の進め方

- ① 指令 46 条 2 項では、公的監視体制を同等と評価する要件として、(i)独立の外的な品質保証体制があり、(ii)国内での調査・処分が効果的で、(iii)公的監視の責任が包括的であることが挙げられている。

「同等」は同一であることを求めるものではないので、第三国の監査体制が十分、公的な性格を有しており、かつ、監査業界から独立している場合、「同等」と判断するとしてはどうか。さらに、当該第三国の監督機関は、EU 加盟国の監督機関と協力する能力を有しているべきであろう。

- ② 第三国に公的監視体制が存在しない場合、2008 年 6 月 30 日以降当面の経過措置として、以下2通りの方法がありうるが、第2案をとることとしてはどうか。
- (i) 第三国の監査法人等を現時点で登録させ、同等性評価を後で行う方法(第1案)、
 - (ii) 合理的期間内に公的監視体制が構築される見込みであるか否かについて第三国の体制を評価し、当面の間の経過措置を設ける方法(第2案)。
- ③ 評価対象である 63 ヶ国の中から、(i)EU 域内に上場する会社の数、(ii)発達した監督体制があるか、(iii)経済規模の大きさを考慮し、35 カ国(日・米・加・豪・中など)を優先的に評価してはどうか。なお、評価においては既存の情報を活用してはどうか。

(2) 同等性評価を踏まえた登録のあり方

- ④ 第三国監査法人等の登録が必要とされるのは、以下3つの状況が考えられる。このように、各国毎に登録義務を課すことを認めると、EU 域内で取り扱いが不統一となりコストがかかるばかりか、監査品質にも悪影響が生じるのではないか。
- (i) 同等でないと評価された場合・・・当該国の監査法人等は EU 各国の監督機関に登録。
 - (ii) 同等と判断された場合・・・EU 各国は、なお、登録を部分的に求め得る。

(iii) 経過措置の対象の場合・・・経過的期間において、EU 各国は登録を求め得る。

- ⑤ 登録が必要とされた場合、EGAOB 内部での協力体制を前提として、例えば、ある国で登録手続を済ませれば他の国では手続不要というアプローチをとってはどうか。

(3) 監査基準、独立性規則の同等性評価

- ⑥ 2008 年 6 月末以降、経過措置として、国際監査基準又は米国監査基準については同等と認めてはどうか。
- ⑦ 独立性規則については、EC が統一的に評価を実施するとすれば、以下2つの方法が考えられる。
- (i) 第三国の独立性規則各々について評価を実施する。
 - (ii) IFAC の独立性規則が同等と判断された場合、同規則であれば問題ないとする。

(4) 監査調書等の送付

- ⑧ EU 加盟国当局から第三国当局に監査調書等を引き渡す際、監査人の守秘義務が解除されるとともに、個人情報保護に関する法律についても十分に考慮される必要がある。守秘義務及び個人情報保護に関する法律に基づく義務から解除される要件について、EC が「充分性テスト」を定める予定であるが、これに対して一般的なコメントはあるか。
- ⑨ EU 加盟国の当局から監査調書等を第三国の当局に送付する場合、以下のような条件(「充分性テスト」)を満たすことが必要としてはどうか(相互主義が前提)。
- (i) 送付が可能な文書(監査調書、当局間の文書、検査報告書等)が列挙しうること。
 - (ii) EU 加盟国の監督機関が調査・検査という目的において不要と判断したものは、第三国の当局への送付対象としないこと。
 - (iii) 送付された文書に対して、第三国の監督機関のスタッフ等が守秘義務を負うこと。
 - (iv) 送付された文書を公開したり、他の目的のために利用することが禁じられること。
- ⑩ EU 加盟国の監査法人等から第三国の監査人監督機関に、直接、監査調書等を送付することは例外的な場合、認めるとされているが、具体的にどのような場合が想定されるか。